

警報等の発表時における児童の安全確保について

保存版

令和4年5月改定

～はじめに～

- ① 警報等発表時における学校の対応は、下記を基準とします。
- ② 下記の基準のほかに、学校が対応を決定するに当たっては、テレビやラジオ、インターネット等の報道や市災害対策本部(危機管理室)等から出される情報を収集するとともに、校区及びその周辺(近隣校)の状況等を把握しながら、児童の安全を最優先に考えます。
- ③ 解除後の登校に当たっては、下記の基準や、「Home&School」「学校ホームページ」による学校からの連絡にかかわらず、自宅周辺や通学路の危険等が心配される場合は、保護者の判断で登校を見合わせてください。なお、その場合は、必ず事前に“所属する登校班”と“学校”へ、その旨をご連絡ください。

【暴風警報・暴風雪警報、大雪警報に対する対応】

発表された場合		解除された場合	
時 刻	対 応	時 刻	対 応
午前7:00 になるまで	自宅待機 (注1)	午前7:00 になるまで	通常通り登校 (注2)(注3) (注4)
登校後	学校待機 保護者は「引渡し訓練」 の手順に従い、学校への出 迎えをお願いします。	午前7:00 以降	臨時休校

【特別警報(大雨, 暴風, 高潮, 波浪, 暴風雪, 大雪), 大津波警報, 震度5強以上の地震発生, 噴火警報に対する対応】

発表された場合	
時 刻	対 応
登校前	臨時休校 解除後も登校はせず、市災害対策本部など、公的機関の指示に従って 行動するなど、身の安全の確保に努めてください。
登校後 (注5)	学校待機 児童の身の安全を確保するとともに、保護者の出迎えがあるまで学校 で保護します。「引渡し訓練」の手順に従ってご協力ください。

- (注1) 保護者が家庭にいない児童については、あらかじめ最寄りの知人などに保護をお願いしておいてください。午前7時以降も発表継続の場合は、臨時休校となります。
- (注2) 警報解除後も災害が著しい等、登校に危険が及ぶ場合は、登校を遅らせたり、臨時休校にしたりする場合があります。その場合、学校から「Home&School」「学校ホームページ」を使って連絡します。
- (注3) 四日市市教育委員会の指示により、前日から臨時休校等の措置を取る場合があります。その場合は、(注2)と同様の方法に加えて、下校時まで児童に直接連絡をします。
- (注4) 大雪警報については、警報が解除された後も積雪の状況によっては登校が困難となることも想定されるため、臨時休校の措置をとる場合があります。その際の目安は、学校敷地内の積雪量が一定基準(20cm程度)に達している場合とします。
- (注5) 登校後(学校待機中)に特別警報が解除された場合は、その後の気象状況等の情報を収集するとともに、通学路周囲の安全を十分に確認の上、保護者の出迎えなども含めた下校措置等の対応を行います。

【裏面もお読みください】

【弾道ミサイルが飛来した場合の対応】

三重県にＪアラート等を通じて緊急情報発信があった場合

- ① 登校前に緊急情報が発信された場合は、自宅待機とします。
「Home&School」等による連絡は困難であることから、日ごろから、こうした緊急情報を的確に収集できるようお心がけください。
なお、その後の授業の実施等については、市から一斉に配信される「Home&School」等による指示・連絡等を踏まえ、登校時の安全確保を第一に、速やかな再開に努めます。
- ② 在校中に「Ｊアラート」による発信があった場合は、児童に迅速な避難行動を指示します。

弾道ミサイルが着弾した場合

周辺地域の被害状況の把握とともに、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や、市災害対策本部（危機管理室）等から出される情報の収集に努めます。

今後、予測される状況に応じて、児童の安全確保のための必要な措置をとるものとし、児童を下校させる場合には、必要に応じて保護者への引渡しを行います。

- ① 市内及び近隣市町に着弾した場合は、「臨時休校」の措置を取ります。
- ② 在校中に学校の近くに着弾した場合には、速やかに児童の安否を確認するとともに、必要に応じて保護者への安否情報の伝達等を行います。

《参考》国民保護ポータルサイト

<http://www.kokuminhogo.go.jp>

【南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」が発表された場合の対応】

市内すべての公立小学校・中学校を１週間臨時休校とします。この期間中は、学校を避難所として開設します。

原則、１週間後には学校を再開します。ただし、災害の状況や避難の実態に応じて、避難所を継続した状態で学校教育活動を行う場合があります。

【上記以外の対応】

- ① その他の警報（大雨洪水警報等）や注意報の場合は、平常通りに授業を行います。増水などの危険が伴う場合は、臨時休校を行うこともあります。その際には、「Home&School」を配信し、「学校ホームページ」に掲載します。
- ② 台風・地震（津波）のほかにも、在校中に緊急事態が発生した場合には、校長が緊急度を判断し、教員見守りによる一斉下校、教員引率による集団下校、保護者への引渡しのいずれかの方法で帰宅させます。

～おわりに（お願い）～

災害時、通学路の安全確認を迅速に行うために、居住される地区内（自宅周辺）に通行に支障をきたすような危険箇所等があれば学校までお知らせください。なお、それ以外の電話による連絡等のご遠慮ください。学校からの必要な連絡ができなくなります。

大谷台小学校 電話 ３３０－００３８

《警報発表時等の電話による学校への問い合わせはご遠慮ください》
